

## 地域再生計画

### 1 地域再生計画の名称

わかやま地域の賑わい総合対策プロジェクト

### 2 地域再生計画の作成主体の名称

和歌山県

### 3 地域再生計画の区域

和歌山県の全域

### 4 地域再生計画の目標

#### 4-1 地方創生の実現における構造的な課題

- ・移住者が新たな地で自らがりわいを創出するにあたり、ニーズの掘り起こしや、地域資源や就業場所・開業場所を探すことが困難である。
- ・地域の商店等では、事業主の高齢化や後継者がいないことから廃業が進み、生活に必要不可欠な機能や地域活力が低下している。
- ・働き方改革が進められる中、新しい生き方・働き方としてワーケーションが注目を集めており、都市部の企業に勤務する人々にとって普段の仕事を継続しつつ地域交流等の非日常の体験を行えることが魅力となっており、関係人口の拡大に繋がるものである。しかし、現在、ワーケーションを利用する人と、地域との深い関わりを生み出す場や人材とのマッチングができておらず、どうマッチングすべきか都市部の企業にはわからず関係性を構築できていない。

#### 4-2 地方創生として目指す将来像

##### 【概要】

本県では全国よりも少子高齢化が早く進み、このまま何も対策を講じなければ約96万4千人（H27国勢調査）の人口が2060年には約50万人程度になると見込まれていることから、「和歌山県長期人口ビジョン」「和歌山県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、2060年に約70万人の人口確保を目指しているところ。

しかし、本県の過疎地域は県内の6割にあたる18市町村にわたり、維持・存続が危ぶまれる集落の発生が予想され、住民生活が持続できるような「地域づくり」や移住世帯“年間3,000世帯”を目標とした総合的な移住・定住施策の推進による人口減少対策を早急に実施する必要がある。

#### 【数値目標】

K P I	事業開始前 (現時点)	2020年度増加分 1年目	2021年度増加分 2年目
移住世帯数(年間)	113	3,000	3,000
移住フェア及びセミナー参加者数	0	800	1,400
ワーケーション誘致のためのプロモーション活動による来県者数	0	500	630

2022年度増加分 3年目	2023年度増加分 4年目	2024年度増加分 5年目	K P I 増加分 の累計
3,000	3,000	3,000	15,000
1,500	1,500	1,500	6,700
700	700	700	3,230

## 5 地域再生を図るために行う事業

### 5-1 全体の概要

5-2の③のとおり。

### 5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

- 地方創生推進タイプ(内閣府) : 【A3007】
- まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例(内閣府) : 【A2007】

#### ① 事業主体

2に同じ。

## ② 事業の名称

わかやま地域の賑わい総合対策プロジェクト

## ③ 事業の内容

### ①移住後の就業支援を中心とした定住サポート

定住サポートセンター（和歌山、大阪、東京）を設置し、移住相談を受けるとともに、新たに東京のサポートセンターにはキャリアアドバイザーを設置し、就業支援を行うとともに移住後の暮らしについての相談窓口となる。

### ②地方都市への移住を中心とした都市住民への情報発信

市町村と連携し、都市部において相談会・セミナーや移住フェアを開催し、地方都市を中心とした和歌山県への移住を推進する取組をPRし、さらなる移住者確保に努める。

### ③ワーケーションの受入体制強化

県内事業者の受入体制強化に取り組み、和歌山に訪れる人・企業向けの宿泊施設やワーキングスペース等のサービスを提供する事業者を紹介する仕組みを構築するとともに、ワーケーションの受入を積極的に行う。

## ④ 事業が先導的であると認められる理由

### 【自立性】

人口減少は本県における喫緊の課題であり、その対策として、県外からの移住・定住を促進することは地方公共団体としての責務であり、また、地域での後継者を育成する取組は、生活拠点の機能強化や地域活力の向上が見込まれ、税収増にも繋がる。

### 【官民協働】

県、市町村とハローワークが連携した、「くらし・しごと・住まい」の情報を一元的に提供し、総合的な移住相談体制の構築や県・市町村・地域受入協議会・民間・金融等で構成する「わかやま和み暮らし推進協議会」により、関係団体が一体となり「地域づくり」「総合的な移住・定住」に

取り組む。

#### 【地域間連携】

県、市町村単独での取り組みではなく、県内全30市町村と連携を図ることによるスケールメリットが生まれ、広域での移住提案が可能となる。また、ワーケーションについては、2019年11月18日に設立した「ワーケーション自治体協議会」の会員である71の自治体（1道6県64市町村）と連携を図ることで、効果的なワーケーションの普及・促進に向けた取組が可能となる。

#### 【政策間連携】

移住・定住を推進することで、単に人口増加を図るだけでなく、地域の資源を引き継ぎ、継業のマッチングを行うことにより、地域のにぎわいの再生を図る。また、ICT技術者に対するワーケーションの提唱により、ICT産業の発展をめざす。

#### 【デジタル社会の形成への寄与】

##### 取組①

オンラインを活用した移住相談会・フェアの開催、学生と地域の担い手をマッチングするポータルサイト運用、移住ワンストップパーソンが活用する移住相談情報のデータベース化、デジタル技術を活用した新しい働き方である「ワーケーション」の受入体制強化の実施。

##### 理由①

デジタル実装による移住支援を行うことで、タイムリーかつ幅広く本県の移住に関する情報を発信することで、移住者増加に繋げる。またデジタル実装による新しい働き方「ワーケーション」の受入を進めることで、関係人口増加にも繋げることができるため、本県への人の流れの創出による地方創生を実現可能となる。

#### ⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4-2の【数値目標】に同じ。

#### ⑥ 評価の方法、時期及び体制

##### 【検証方法】

毎年度9月に産学金の外部有識者による評価委員会で検証を実施し、目

標値に届かない場合は事業内容の見直しを実施。

#### 【外部組織の参画者】

- ・ (一財) 和歌山社会経済研究所 専務理事
- ・ 近畿大学生物理工学部 生命情報工学科 教授
- ・ (株)紀陽銀行 県庁支店長

#### 【検証結果の公表の方法】

検証結果は、県ホームページで公表する。

#### ⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】  
総事業費 722,606千円

#### ⑧ 事業実施期間

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業  
2020年4月1日から2025年3月31日まで  
※企業版ふるさと納税との併用による事業実施期間延長適用
- ・ 法第5条第4項第2号に関する事業  
2020年5月に申請した地域再生計画の変更の認定の日から2023年3月31日まで

#### ⑨ その他必要な事項

- ・ 寄附の金額の目安  
180,000千円(2020年度～2022年度累計)

## 6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2025年3月31日まで

## 7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

### 7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

### 7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4-2に掲げる目標について、7-1に掲げる評価の手法により行う。

### 7－3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5－2の⑥の【検証結果の公表の方法】に同じ。